

高校生等奨学給付金（私立）

申請の手引き

令和6年度 家計急変世帯

1 概要

保護者等が失業等の事由により収入が激減した世帯（家計急変世帯）の高校生等へ支援をします。

家計急変後、1年間の世帯の年収見込が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯」に相当する認められる世帯に対して、給付を行います。

令和6年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯、または令和6年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は通常給付の対象となるため、家計急変世帯への支援の対象とはなりません。

2 給付対象者

申請日において次の要件を全て満たす世帯

- ・高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯（特別支援学校高等部及び専攻科の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
- ・保護者等が三重県内に居住している世帯（保護者等が1人でも海外に居住している場合は対象外。）
- ・令和6年1月1日以降に家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯。

所得割合算額の見込が非課税の世帯（年収見込の例）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,044,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満	3,704,000円未満

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、事業所得者の場合は営業所得を言います。

3 家計急変の対象となる事由

- ・被災等による収入減
- ・保護者等の病気等による長期療養
※医師の診断書等がない場合は対象としない。
- ・保護者等の離婚、死別
※別居等は対象としない。
- ・会社の倒産、解雇等による失職
※定年退職、自己都合による退職、契約期間満了による退職等は対象としない。
※雇用保険者被保険者
離職票（又は雇用保険受給資格証）において、下記の理由コードに当てはまる場合は対象となる。

1A(11)	解雇（1B及び5Eに該当するものを除く。）
1B(12)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21)	特定雇い止めによる離職（雇用期間3年以上雇用止め通知あり）
2B(22)	特定雇い止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
2C(23)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
3A(31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33)	正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く。）
3D(34)	特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヵ月未満）

（参考）5E：被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

4 申請者 保護者等

5 基準日 申請日（学校に提出した日、郵送の場合は消印日）

6 申請期限 家計急変後、随時（令和6年12月27日）必着
※申請期限を過ぎての申請は受付出来ませんのでご了承ください。

7 申請に必要な書類

- （1）高校生等奨学給付金受給申請書（家計急変世帯）
- （2）保護者等全員の住所地が確認できる住民票（保護者等全員分・原本）
※交付日が申請日前後1か月以内のもの
※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。
- （3）家計急変による申請理由書

- (4) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
※提出書類の詳細については「8 家計急変の事由と証明書類」を参照してください。
- (5) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
※提出書類の詳細については「9 収入状況を確認する書類」を参照してください。
- (6) 扶養親族分（高校生等も含む）の健康保険証の写し
※保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。
- (7) (県外の高等学校等に通う高校生等の場合) 在学証明書（様式2）
- (8) 振込口座届（様式4）
※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者のものとする。申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状（様式5）を提出すること。
- (9) 委任状（様式5）
※学校長に委任された場合には、副申書に学校が指定する振込口座を記入すること。
※（8）の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合にも必要。
- (10) (専攻科のみ) 個人対象要件証明書
※支援金を受給していない場合のみ必要

◎申請に必要な書類で、受給資格の判断ができない場合や記入内容に不明な点がある場合は、追加で書類の提出を求めますのでご承知おきください。

8 家計急変の事由と証明書類

事由	証明書類
失職	下記のいずれか（写し可） ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
離婚、死別	下記のいずれか（写し可） ・戸籍謄本 ・戸籍抄本 ・離婚届受理証明書 ・住民票の除票（死亡日記載）
事故、病気	・医師による診断書及び（写し可） ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書 ※休職の期間及び給与等支給状況について記載した証明書が必要 （当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。）
被災害	・罹災証明書（写し可）

廃業	下記のいずれか（写し可） ・ 廃業等届出 ・ 破産宣告通知書
個人事業主で収入減	下記のいずれか（写し可） ・ 公的支援金受給証明書 ・ 家計急変の発生事由が確認できる書類
給与所得者で収入減	・ 減額通知書 （様式は県私学課のもの又はその他の様式でも可。 当該通知書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。）

9 収入状況を確認する書類

家計急変前の収入を証明する書類 ※住民税所得割が非課税でない証明書	・ 令和6年度課税証明書：保護者等全員分（父母）のもの ※市役所、町役場で取得し、抜き取らず全員分を提出してください。 ※未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可。 ※扶養親族の記載が省略されていないもの
--------------------------------------	---

家計急変後の収入を証明する書類 ※保護者等全員分（父母）のもの	<p>給与所得者（①～③のいずれか1つ及び④（※④は該当のある方のみ提出））</p> <p>① 会社作成の給与見込2か月分以上 ② 会社作成の給与見込1か月分＋直近の給与明細2か月分 ③ 会社作成の直近の給与明細3か月分 ④ 給与所得以外の住民税の対象になる所得を確認する書類 ※給与見込及び給与明細は申請日の直近のものがが必要です。 ①～④はいずれも写し可</p> <p>個人事業主（①は必須、①に加えて②又は③）</p> <p>① 令和6年1月～申請日の直近の所得確定月までの会計帳簿の写し ② 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等 ③ 年間収支見込計算書（※様式は私学課のもの）（令和5年分確定申告書の写しの添付も必須）</p> <p>◎ 解雇等で上記がない場合、民生委員等の無職無収入証明書（※任意様式）又は無収入申立書（※様式は県私学課のもの）</p>
------------------------------------	---

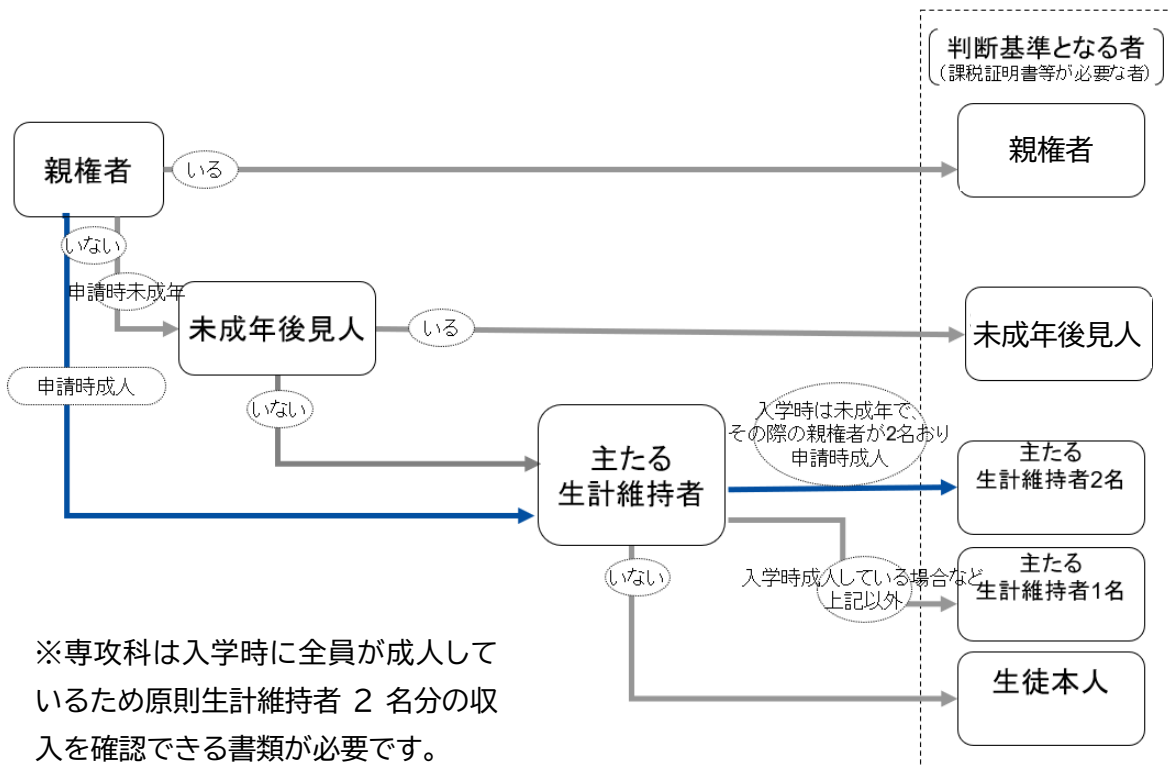
10 収入状況を確認する書類が必要な者

※1 原則保護者等全員

高校生等が在学中に成人を迎えた場合については、家族構成の変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者であった者を「主たる生計維持者」とすることとし、保護者2名の場合は「主たる生計維持者」2名分が必要です。

※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。

※3 高校生等が入学前に成人している場合は、健康保険証の被保険者の所得で判断します。(専攻科は除く)



1 1 給付について

審査が完了したもののから順次振込みます。

○令和6年7月1日までに家計が急変し、7月末までに申請があった場合の申請額

世帯種別			給付金額
非課税世帯 ※生活保護受給世帯を除く	全日制 定時制	第1子	142,600円
		第2子以降	152,000円
	通信制		52,100円
	専攻科		52,100円

※8月以降の申請の場合は、申請を受け付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、上記の給付額とは異なります。

※給付は年1回です。

1 2 注意点

※申請について電話、手紙等により確認することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

1 3 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等
- ・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部 私学課 奨学給付金担当
電話 059-224-2161 (受付 平日 9:00~12:00
13:00~17:00)

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

1 4 申請額の確認

- 世帯の状況により、提出する書類が異なります。

